

(様式2)

指定管理者制度導入施設の管理運営状況【対象年度:令和元年度】

※1～6:所管課記入、7:指定管理者記入、8～9:指定管理者及び所管課記入、10:指定管理者及び所管課記入(実施した場合)

所管部・課	健康福祉部障がい者支援課
指定管理者	社会福祉法人 長野県社会福祉事業団

1 施設名等

施設名	長野県障がい者福祉センター(サンアップル)	住所	長野県長野市大字下駒沢586
		電話	026-295-3111
		ホームページ	http://www.avis.ne.jp/~sunapple/

2 施設の概要

設置年月	平成10年4月	根拠条例等	長野県障がい者福祉センター条例
設置目的	障がい者福祉の増進を図ることを目的として、スポーツ、レクリエーション、文化活動及び研修のための便宜を総合的に提供する。		
施設内容	＜スポーツ施設＞ 屋内温水プール、体育館、トレーニングルーム、卓球室、テニスコート、アーチェリー場、陸上競技場 ＜文化施設＞ ホール、会議室(4室)、展示ホール、宿泊室(6室)		
利用料金	＜障がい者等が利用する場合＞ 宿泊施設(1,000円/泊) ＜障がい者等以外が利用する場合＞(障がい者は無料) プール(無料～500円)、体育館(50～150円、半面利用1,000～4,750円、全部利用2,000～9,500円)、トレーニング室(50～150円) 卓球室(400円/2h)、テニスコート(1,500円/2h)、アーチェリー場(50～150円、専用300円/2h)、陸上競技場(50～150円、専用800～2,200円) ホール(3,100～19,900円)、会議室(700～5,800円)		
開所日	休館日 毎週月曜日、休日の翌日、毎月第2火曜日、年末年始等		
開所時間	9:00～21:00(火～土曜日)、9:00～17:00(日曜日、休日)		

3 現指定管理者前の管理運営状況

期間	管理形態	管理受託者又は指定管理者等
～平成17年度	管理委託	社会福祉法人長野県社会福祉事業団
平成18年度～25年度	指定管理	社会福祉法人長野県社会福祉事業団
平成26年度～30年度	指定管理	障がい者スポーツ振興グループ

4 報告年度の指定管理者等

指定管理者	社会福祉法人 長野県社会福祉事業団	指定期間	平成31年4月1日～令和6年3月31日(5年間)
選定方法	公募(応募者数:1)		

5 指定管理料(決算ベース)

令和元年度(A)	平成30年度(B)	差(A)-(B)	※(A):当該年度、(B):前年度(以下同じ) ※指定修繕料を除く
257,129千円	267,096千円	▲9,967千円	
	増減理由	特定天井等改修工事施工期間中の一部施設閉鎖に伴う人件費・光熱水費等、ランニングコストの減額	

6 指定管理者が行う業務

<ul style="list-style-type: none">センターの施設及び備品の維持管理に関する業務身体障がい者に対する機能訓練並びに身体障がい者の教養の向上、社会との交流促進及びレクリエーションのための便宜の供与に関する業務障がい者福祉の増進に資する事業に関する業務で知事が必要と認めるものセンター利用の許可に関する業務、センター利用に係る料金に関する業務上記に掲げる業務に附帯する業務
--

7 利用実績等

(1) 利用実績【指標:利用者数】

(単位:人、%)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
令和元年度(A)	9,671	10,018	11,479	12,946	11,311	12,274	3,295	2,417	1,883	3,643	7,715	180	86,832
平成30年度(B)	10,143	10,581	11,650	14,490	11,103	11,572	10,872	9,632	8,924	8,380	9,107	10,704	127,158
(A)/(B)	95.3	94.7	98.5	89.3	101.9	106.1	30.3	25.1	21.1	43.5	84.7	1.7	68.3
増減要因等	下期に、一部または全館休館が続ぎ、利用者数が大幅に減少したため(特定天井等改修工事により一部施設が半年間休館。台風19号災害復旧工事・新型コロナウイルス感染予防対策に伴う全館休館により、開館日数は平年の70.7%)。												

(2) 利用料金収入

(単位:千円、%)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
令和元年度(A)	503	533	469	570	571	417	76	0	0	67	141	8	3,355
平成30年度(B)	532	590	512	644	705	418	595	474	359	456	478	472	6,235
(A)/(B)	94.5	90.3	91.6	88.5	81.0	99.8	12.8	0.0	0.0	14.7	29.5	1.7	53.8
増減要因等	下期に利用者数が減少したことによる。												

(様式2)

(3) 利用料金見直しの状況(前年度と比べて)

見直しの有無	見直した場合はその内容
無	

(4) 開所日・時間の見直し等の状況(前年度と比べて)

開所日数	開所時間	見直しの有無	見直した場合はその内容
令和元年度(A) 287日	令和元年度(A):9:00~21:00	無	
平成30年度(B):285日	平成30年度(B):9:00~21:00		

(5) サービス向上のため実施した内容

・施設の改修工事に伴い、10月から使用が出来なくなった施設(体育館・プール・多目的ホール)の代替えとして、長野市協力のもと市内の体育施設を借用し、体育館開放事業およびスポーツ教室(水泳教室、こども運動教室等)事業を実施して、サービスの継続した提供を図った。
 しかし台風災害により、代替施設の一部が使用ができなくなるなど、サービス提供が困難な事業が出た。なお、災害復旧中においても、出張スポーツ教室、地域の体育館開放、指導者派遣事業を実施し、サービス提供を継続して行った。

(6) その他実施した取組内容

・台風災害(令和元年10月13日発生)では、当センターにおいても開設以来、経験したことのない浸水被害に遭遇し、建物をはじめとして屋内外の施設・設備に未曾有の被害が発生した。こうした状況下、復旧の短期化・早期再開を目指して、被災翌日から職員が中心となり、また多くの関係各位のご協力のもと、再開に不可欠な施設・設備から重点的に復旧作業に取組み、発生から91日目(令和2年1月11日)に営業を再開した。またその後も、復旧作業・工事を継続して進めた。

(7) 利用者の主な声及びその対応状況

・センターの主要施設である体育館・プールが、同時かつ長期間休止することに対する改善要望が多く寄せられた。利用される皆様には、改修工事の必要性やこの間代替施設を手配するなどして、極力、ご不便をお掛けしない対応を計画する旨を説明して、ご理解をいただくよう心掛けた。
 またその他のご意見に関しては、直ちに改善が可能なものについては、職員が問題意識を共有し、改善を進めた。なお、意見・要望に関する回答を全て、館内に掲示するとともに、県に報告した。

8 管理運営状況(実施状況及びそれに対する評価を記入)

※項目は施設の状況に応じ加除修正してください。

項目	指定管理者	所管課	評価
施設の目的に沿った管理運営	・協定書・仕様書及び年度計画に基づき、施設の設置目的に沿った効率的・効果的な管理運営を実施した。	・協定書、仕様書及び年度計画に基づき適正に運営が行われている。	B
平等な利用の確保	・長野県障がい者福祉センター条例及び同管理規則等の主旨に沿った利用上の内規を定め、障がい者等の利用を妨げない範囲内において、障がい者等以外の者を含む全ての利用者が、公平・平等に利用いただけるよう努めている。	・施設の設置目的上、障がい者やその介助者が優先利用できるよう配慮しつつ、障がい者の利用を妨げない範囲で健常者が利用できるよう配慮している。また、広く県民に利用してもらえるよう施設の利用方法についてルールを設け配慮している。	B
利用者サービス向上の取組	・改修工事の施工に伴い、センターの主要施設が10月1日から半年間(当初計画)、使用出来なくなった。このため、近隣の体育施設を借用し、体育館開放事業を実施するとともに、サンサポートながのでは、「スポーツクラブ」の開催地域を2ヶ所増やし活動環境を整え利用者サービスの維持を図った。	・センターの体育館等主要施設が改修工事等の影響を受け使用できない期間が生じたが、近隣の体育施設を借用した体育館開放事業の実施や、サンサポートながのでの「スポーツクラブ」の開催地域を2ヶ所増やす等、利用者サービスの維持に創意工夫を凝らした取組を行っている。	A
自主事業	・障がいのある方の芸術活動支援および障がいのある方の文化芸術活動への理解を深めることを目的に、長野県障がい者文化芸術祭優秀作品展と併せて、地域の団体ならびに「ザワメキアート展2019」と共催・同時開催した作品展示会を、県内美術展示会場において開催し、多くの方々に鑑賞いただいた。 ・サンアップル・各サンサポートにおいて、行政(市町村、教育事務所)・特別支援学校・総合型地域スポーツクラブ・スポーツ推進委員・地域の公民館事業等への指導員派遣を行い、また、これら団体と協力した事業を実施することで、障がい者を含めたスポーツ環境を、地域のスポーツ関係者、障がい者福祉関係者と共に醸成していくことに努めた。	・障がいのある方の芸術活動への取組支援や障がいのある方の文化芸術活動への理解を深めるために、作品展示会を県内で多数開催するなどの文化事業を実施している。 ・行政や地域の団体等への指導者派遣やこれら団体と協力した事業の実施により、関係機関との連携を深めながら、地域における障がい者スポーツの人材育成や活動拠点づくりを推進している。	B
職員・管理体制	・仕様書及び事業計画に基づく職員配置に努めた。 ・利用者の安全確保のため、施設・設備の適正な法定点検を実施すると共に、消防訓練(年2回)及び水難訓練(4~9月)を行った。併せて「洪水時の避難確保計画」を策定した。	・事業計画書に沿った職員配置ができています。 ・施設・設備の法定点検や防災訓練等の実施、洪水時の避難確保計画の策定により、障がい者が安全に利用できるよう取り組んでいる。	B
収支状況	・収入額 332,829千円 ・支出額 315,254千円(うち人件費132,827千円) ・収支差額は17,575千円	・台風災害復旧や、新型コロナウイルス感染症による影響を受けたが適正な収支状況である。	B
総合評価	・災害復旧中は、サンアップルの閉館を余儀なくされたが、早期に再開が出来た。またこの間、4カ所のサンサポート(駒ヶ根・まつもと・佐久・ながの)においては、計画どおり事業を実施し、文化事業では、優秀作品展(巡回展)を実施した。これはサンアップルの設置目的である、スポーツ・文化活動等を通して障がいのある方の健康増進と社会参加の促進を図ると共に、障がいのある方もない方も誰もが親しくふれあい、交流の輪を広げるといふサンアップルの設置目的に沿った事業を展開できたものと考えている。	・概ね仕様書に沿った適切な事業運営が行われている。	B

<評価区分> A:仕様書等の内容を上回る成果があり、優れた管理運営が行われている。
 B:おおむね仕様書等の内容どおりの成果があり、適正な管理運営が行われている。
 C:仕様書等の内容を下回る項目があり、さらなる工夫・努力が必要である。
 D:仕様書等の内容に対し、重大な不適切な事項が認められ改善を要する。

(様式2)

9 施設管理運営の課題

項目	指定管理者	所管課
施設の管理運営の課題	・「新しい生活様式」に沿った安全・安心なサービスが提供できる施設運営を確立し、利用者数の回復を図っていく必要がある。 ・大規模水害等の発生から施設・設備を守るための対策(被害の最小化、復旧の短期化)を確立することが喫緊の課題である。 ・県内全域の障がい者等が、等しく当施設のサービスが受けられる工夫を、今後も進める必要がある。	・新型コロナウイルス感染症の発生や感染拡大を防ぐ対策を行い、利用者が安心して使用でき、利用者数が増加するよう取組んでいく必要がある。 ・大規模災害が発生した際にも被害が最小となるよう施設・設備の更新を図っていく必要がある。 ・遠隔地在住の方に対するサービスを引き続き強化していく必要がある。

10 第三者評価で指摘された事項の管理運営等への反映状況(第三者評価実施年度の翌年度以降に記載)

【実施年月日:令和 年 月 日】

第三者評価における指摘・意見等	管理運営等への反映状況	
	指定管理者	所管課